令和５年度事業計画書

（令和５年４月１日～令和６年３月 31 日）

令和４年度 第７回理事会承認

（令和５年３月 24 日）

社会福祉法人
りんどう信濃会

はじめに

１．事業計画の基本的考え方

令和３年度決算では、法人全体の収入が赤字に転落し、各悠生寮においても厳しい経営実態が浮き彫りとなった。主要因は入所利用者の減少による収入減であるが、令和４年度中も高齢や疾病等による利用者の死去、入院等が続き、新規利用者の確保も難しい中で、複数の寮でクラスターが発生するなどコロナ禍が拍車をかけたことで、各事業の円滑な運営にも支障をきたすこととなった。４年度決算においても厳しい結果が予想される。そんな中、４年度後半から、介護福祉事業専門の経営コンサルタントと契約を締結し、相談及び指導助言を仰ぐ体制とした。前年度の決算の詳細な分析結果から課題を抽出。令和５年度においては、それらの課題の解決に努め、収支の立て直しを図って、赤字経営からの脱却を最優先とする。特に黄信号が灯っている数寮においてはその経営改善に傾注する。

第３期中期計画の最終年であるが、現状の経営改善と共に、今後の法人のビジョンを協議し、次の計画に反映させることとする。

本年５月８日より新型コロナの感染症法上の位置づけが５類になる予定であるが、これをきっかけとして、ウィズコロナからアフターコロナの時代に向け、て今までの３年間で落ち込んだ各事業の活性化を目指すと共に、利用者、職員の心身の健康の回復（コロナフレイルの抑止）に努める。

令和４年度において、実施した人材確保のための取り組みが一定の成果を上げ、新卒採用者の増加につながったが、一方、離職者やメンタル不調による休職者も増え、現在も各寮の職員配置は十分満たされていない。令和５年度においては、人材定着、人材育成に一層力を入れていく。

２．令和５（２０２３）年度本部・各寮の事業計画の骨子と予算編成の基本

令和４年度において新規に作成した「法人の理念」を経営の柱として、法人の明確な方針や方向性を法人内外に周知する。

第３期中期計画の最終年であり、計画に沿った実施と共に、経営分析結果で明らかになった法人及び各寮の課題に対応して安定的な経営を目指す。

特に入所利用者の減少による収入減への対策を最優先とし、支出についても長引く日本経済の低迷やウクライナ・ロシア戦争等による様々な物資の高騰による影響を緩和するための諸策を実施する。

本年度の基本方針

１．社会福祉法人の使命を自覚し、公益性、信頼性、持続性の高い経営に努める

（１）新しく作成した法人の理念を内外に周知し、明確化した使命や目的に沿って、社会福祉法人としてのガバナンスの強化や、コンプライアンス遵守に努める。

（２）社会福祉法人としての責務を自覚し、地域における公益的な取り組みについて、各寮の地域性を生かした事業を推進する。各悠生寮においては「拠点区分運営協議会」の活動を通して、地域のニーズや公益性に沿った活動ができるよう支援していく。

（３）専門家の指導に基づいて、赤字収支からの脱却を目指す。利用者の確保、事業の活性化に努め、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に向けて安定的、継続的な経営を行う。

（４）本部及び各悠生寮の第３期中期計画に沿って、各事業や施設整備など円滑な実施を図る。年度内に第４期中期計画を策定する。

（５）組織内の ICT（情報通信技術）化やＤＸ（デジタル変換）の研究と実施によって業務改善に努め、効率化に取り組む。

（６）防災及びコロナ対策を継続し、見直しを行いながら、ＢＣＰ（事業継続化計画）を整備

2．施設運営の方針

（1）本部及び各悠生寮の第３期中期計画（最終年）に沿って、各事業や計画の円滑な実施を図る。拠点区分（各悠生寮）運営協議会の活動をサポートする。

（2）経営コンサルタントへの相談と指導を仰ぎながら、法人及び各寮事業の現状把握と経営課題解決に向けての取り組みを行うと共に「法人あり方研究会」の活動を活発化し、長期的なビジョンと方向性を検討していく。

（3）福祉サービスの質の向上を支援し、利用者本位の福祉サービスの実現を目指すことを目的とした「福祉サービス第三者評価」制度は、コロナ禍の収束を見ながら実施を検討する。

3．施設整備

（1）利用者にとって、常に住み心地の良い住環境の整備、維持管理と危険防止に努める。

（2）快適な職場環境づくりのために、職場の業務改善を心がける。

（3）施設設備や物品の購入等に際して、諸物価高騰などもあり、必要性や費用対効果を慎重の検討し、支出の抑制に努める。（具体的な設備整備計画は各悠生寮の実施計画を参照。

4．利用者の人権を擁護し、サービスの質の向上を目指す

（1）利用者の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳が守られるサービスの質の向上に努める。

（2）利用者の人権を擁護し、不適切支援や虐待の防止の徹底をする。

（3）利用者の心身の健康に留意し、生活環境や利用環境の向上を図りながら、生きがいと喜びと誇りが感じられるような、豊かな暮らしへの支援を行う。

5．人材の確保・定着・育成の取り組み

（1）最近「人的資本経営」（人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる経営のあり方）の重要性が謳われるようになってきたが、「人材」を「人財」として捉え、経営戦略と連動した人材戦略を策定、実行する。

（2）人材確保のため採用力強化の取り組みを行う。

（3）人材を定着させるための各種施策を行う。

（4）人材育成のための各種の取り組みを行う。

（5）職内の「心理的安全性」に配慮し、一人ひとりの「エンゲージメント」（従業員が会社（組織）に対して愛着や信頼を持っていること、そして企業（組織）と従業員双方が成長し合えるような関係のことを指す）が向上する取り組みを行う。

6．健康の維持増進

（1）各悠生寮において、各種健康診断のほか、疾病の予防と早期発見、早期治療に努める。感染症、コロナ予防対策を継続し、施設内発生の場合にはＢＣＰに基づき、速やかな対応を心がけ利用者、職員の生命身体の安全と安心したくらしが守られるように努める。

（2）ウイズコロナ、アフターコロナ時代の心身の健康管理に留意し「コロナフレイル」の改善と予防に努める。

（3）各寮の嘱託医や協力医療機関との連携、職員の医学的知識の習得を図る。

7．りんどう信濃会後援会との連携

（1）後援会の活動と組織強化に一定の役割を果たしていく。

（2）今後の後援会のあり方や組織体制について協議をして提案していく。

8．悠生寮家族会連合会との連携

（1）悠生寮家族会連合会の活動や事業に対して法人として従前のとおり支援し協力を図っていく。

（2）利用者、家族会の意見や要望等が反映されるよう、拠点区分運営協議会等において利用者、家族からも意見等具申していただき、法人及び施設の運営に活かされる体制の構築と共に、一層の理解と協力や絆を深めていく。

9．外部機関等との連携

（1）各障害保健福祉圏域の関係機関（基幹福祉事務所、市町村福祉事務所・福祉担当課及び総合支援センター）等と常に連携を保ち、障がい者の福祉サービス向上に向けて役割を果たしていく。

（2）長野県知的障がい福祉協会等の障がい者福祉団体との連携により、情報の確保、関係機関への意見の反映、職員の研修等を図る。

（3）西駒郷及び西駒郷保護者会等との連携を図る。

重点項目（重点取組みテーマ）

1．安定的・事業継続可能な経営に向けて

（1）コンプライアンス重視の経営

・職員による不祥事、内部告発による不適切支援、などの反省と再発防止の観点から、コンプライアンス重視の取り組みを徹底する。

・職員に対する社会福祉関係法令や労務関連法令等の理解を促す場の提供に努め、各種研修（コンプライアンス研修の実施など）や E-ラーニング等によって社会的ルールの遵守の重要性を周知・啓発していく。

・就業規則を中心とした各種規程・マニュアル等の見直し。特に労務管理上の諸問題に対応できるよう就業規則の見直しと改正を行う。

・各寮の苦情体制（利用者の他に、職員のコンプライアンスに関する相談や通報等）の整備

・「ハラスメント防止」体制を強化し、各寮に「相談窓口」を設置。担当者の研修を行う。

（2）事業継続のための収支差額の確保

・コンサルタント（福祉マネジメントラボ　大坪信喜先生）との契約を締結し、指導に基づき、経営の改善と今後の安定化、持続可能な経営を目指す

・目標は、法人全体の 10%の収支差率

・各拠点区分、各事業の目標稼働率の達成

【具体的数値目標】　各寮別紙参照

＊入所　＊生活介護（通所）＊ショート　＊GH　＊その他

（3）各事業の見直しと利用者確保のための具体的取組

・各事業、特に相談支援業務の位置付け、今後の方向の検討

・新規事業の検討や他事業所との連携等の可能性など

（4）業務委託の見直し

・給食外部委託の見直し

（5）修繕積立金の有効活用（収支差額率）の検討

（6）国基準と現場の職員配置のギャップの見直し

・適正な職員配置への理解浸透と取り組み

・業務の洗い出しによる棚卸とフォーマットへの記載による可視化作業を行い、その後業務改善（効率化）に着手する。

・業務効率化のための具体策の立案（非効率な業務の見直しや ICT 化等による業務の標準化と定量化、マニュアルの作成、など）と実施により、適正な人員配置を実施する。

2. 利用者の人権の擁護と支援サービスの向上

（1）不適切支援や虐待の防止に向けた取り組みの徹底

・利用者権利擁護研修や、虐待防止研修を定期的に行い、職員の人権意識を高める。

・不適切支援や虐待が起る原因を考察し、対策を具体的に立案する。

（2）支援サービスの向上

・高齢化、重度化、障がいの多様化への対応に努める。

・居住環境の整備や、専門性、個別の支援対応等により、利用者一人ひとりの豊かな暮らしへの支援に努める。

【具体的目標】

・新年度開始時より、職員アンケート（人権擁護）を実施。結果を分析し課題を抽出。具体的な対策を 9 月までに立案、実行する。年度末にその成果を報告。次年度対策につなげる。

・何故そういった行為が繰り返されるのか、通常の防止研修の他に色々な角度から研究する。

・重要と思われるような事故、虐待、不適切支援事例等は、原則的に法人（各寮）内で情報を共有（公表）する。

・行動障がい等支援困難な人達への専門性を高める研修等への参加

3. 人材確保・定着・育成への取り組み

（1）経営戦略と連動した人材戦略の実施

・「人的資本」経営の重要性に着目し、そうした観点に立って経営戦略と連携した人材戦力を実施していく。そのために役割と権限を明確化し必要なスキルや知識を決め、適材適所に配置し、適切に評価する体制を作る。

・新しい法人理念を内外に周知し、法人の目的、事業の方針や計画等を明確化して、職員への浸透を図る。各事業所の職員である前に、法人職員であることへの自覚を促す取り組みを行う。

・社会の変化や利用者のニーズに即応し、質の高いサービスを向上するために、従事者の資質の向上を図り、キャリアアップの仕組みを再構築する。

・研修体制については、例年実施している法人及び各寮の定例研修とは別に、外部講師（コンサルタント）による人材育成のための各階層ごとの研修を実施する。それぞれの責務と自覚を醸成し、新たな職務基準書を作成し、キャリアマップとして具体化する。

・専門分野だけでなく、経営が分かる人材を養成する。（専門職を役職者へ変える）

・従業者にとって「魅力ある職場づくり」「働きやすい職場づくり」に主体的に取り組む

【具体的目標】
・法人理念の周知（キックオフ宣言４月）とクレド（職員の行動指針、信条）作成（上半期）
・年間を通じてE-ラーニング（サポーターズカレッジとスマートボーディング）によるリスキリング（学び直し）を行う。具体的な目標設定や評価は自己管理目標シートに反映させる。
・階層別（最初に管理職）の研修実施（コンサルによる外部講師の研修）

（２）人材の確保
・具体的な取り組み計画を策定する。計画的な採用活動を実施する。
・各種の媒体（HP,パンフレット、信毎やTUNAGU等の就活用広報誌）によって仕事の魅力をアピールし、各求人媒体（大学求人ナビやマイナビ等）を通じて広く求人を行う。ウィズコロナ時代の採用活動の変化への対応に（ＨＰ等の充実。ＷＥＢ活用の推進等）即応する。
・実習生やインターンシップの受け入れに配慮し、養成校との連携を強化する。
・毎年一定数受け入れている中途採用者について、多様な人材の受け入れに積極的かつ柔軟に対応するよう受け入れ体制を整備する。

【具体的目標】
・取り組み計画を令和５年３月末までに作成し、新年度から実施。
・養成校への訪問。担当者との面談実施（４～５月。）
・実習生対応マニュアルの作成（～７月）

（３）人材の定着（離職防止）
・業務の標準化を目標として実態調査と結果の分析検討及び業務改善策の立案。　・実態調査の結果を分析、検討し、業務改善策を立案する。
・新卒用（通常・特定）教育ガイドと中途採用者教育ガイドの作成（メンター用）
・業務手順書（第三階層）の再作成（５～６年度）
・外部講師による新人研修（４月）
・人事考課制度の見直しと改定
・研修の見直し。（専門性重視からエンゲージメント向上重視へシフト）

【具体的目標】
・業務標準化のための実態調査（上半期）。結果分析～業務務改善策（下半期）
・教育ガイドは上半期までにある程度具体化する。
・人事考課制度の全面的見直しは２年間かけて実施。
・評価者研修の実施（上半期）１オン１面談・人事考課面接に具体的に活用。業務管理目標シートや評価票入力のポイントを周知。
・心理的安全性を高める取り組み･･･①研修による概念の共有化。（上半期）②取り組みの検討と実施（下半期）

（４）人材育成について
・人事考課見直しと雇用体制の見直し
・コンサルタントを講師にした研修の実施を通して各階層別の役割と責務の明確化と自覚
・キャリアマップ作成と周知

（５）心理的安全性の向上
・労働安全推進法に基づく職員の健康と安全が守られるような就業環境の整備を強化する。
・管理者による、職員の健康状態の把握と配慮及び健康改善のための指導や環境作りに努める。
・各寮における安全衛生委員会の組織活動が活発化可能と成るよう支援する。

・メンタルヘルスケアの強化
・ハラスメント防止体制の強化
【具体的目標】
1）メンタルヘルスケアについて
・教育研修の実施（E-ラーニング）（年間）
・日頃の状態把握と未然防止対策及び不調時、復帰時の支援対応。必要に応じて契約カウンセラーによるカウンセリングの実施。
・ストレスチェック制度の効果的運用
2）ハラスメント防止体制の強化
・方針の策定と職員への周知・啓発（本部による「ハラスメント撲滅宣言」の発信。（4 月）
・ハラスメント行為者への対処方針の策定・啓発・相談体制の整備（防止体制の規程の整備。服務規程の見直しと改定等。）（上半期）
・職内研修の実施（随時）
相談窓口の設置。担当者宛の研修（本部主催。年内実施）
3）心理的安全性の向上
・心理的安全性について、研修を通じて学び、具体的な方法について実行する。（年内）
・職員エンゲージメント（組織への愛着や信頼性）を向上させる取り組み
【具体的目標】
・E-ラーニングの職員の受講。具体的方法を立案。作成
・組織（モラル）サーベイ（アンケート）の実施と分析及び対応策…コンサルタントに委託

4. 健康の維持増進

・今後高齢者の誤嚥性肺炎の増加が見込まれていることから、口腔ケアに努め、食事中の事故を防ぐため、研修等を通じて誤嚥予防の取り組みを行う。（事故が起きた場合の速やかな対応等も）
・コロナフレイルの改善と予防に努める。利用者へのハビリテーション、ウォーキング、レクリエーション、外出等で心身の健康管理に努める。
【具体的目標】
・各寮で口腔ケアに努め、誤嚥性肺炎防止の研修を実施
・各寮で嚥下事故の防止と緊急対応等リスクマネジメント研修の実施
・毎日のハビリや運動の励行

令和５年度　駒ヶ根悠生寮 事業計画

本年度の基本方針と目標

駒ヶ根悠生寮は、令和５年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

１．当事業所において身体的虐待があった事実を風化させないために、権利侵害に関する入所施設特有の構造的問題を理解し、再発防止に向けて全力で取り組む。
２．予備軍も含め看取り介護期にあたる利用者が多いことを踏まえ、利用者が抱えている不安や苦痛の緩和のために、看取りの知識・心構え等を学びチームで支え合う組織つくりに努める。
３．入所支援は、経営の安定のために定員の 40 名維持を目標とする。欠員の早期補充のために平時から圏域の利用ニーズを探る。
４．生活介護は１日平均利用数 45 名を目標とし、人員配置体制は２：１を堅持する。
５．短期入所事業は、圏域の地域生活支援拠点として求められる緊急時の受入れ要請に迅速な対応に努める。
６．共同生活事業は、地域生活の利点を生かした、自分らしい生活実現のため丁寧な支援に努める。
７．自然災害及び新型コロナウイルス感染症等の発生に速やかに対応するため、BCP（業務継続化計画）の整備及び実態に見合う見直しを図り有事に備える。
８．施設整備は基本的に第三次中期計画に基づき実施するも、物の破損や設備の故障による修繕等は先送りすることなくタイムリーに実施する。

具体的な取り組み

１．支援サービスの向上
（１）利用者本位の福祉サービスに努める
１）利用者の希望や夢が反映され、得意なことや興味関心のあること（強み）等が活かされる支援計画を立て、楽しさや充実感が得られる支援サービスに努める。
２）上記を実現するために、意思決定支援（意思形成支援＆意思表出支援）を心がける。
（２）権利擁護及び虐待防止
１）施設における権利侵害の原因と考えられる、集団対応性、閉鎖性、密室性、支援者・利用者間の支配・服従的関係性、等々の入所施設における普遍的なメカニズム等を認識し謙虚な姿勢で支援業務にあたる。
２）権利擁護および虐待防止に係る組織的な具体的活動方針を月ごとに策定し、不適切支援根絶を目指す。
３）法人が定めた「職員行動規範」が策定された背景およびその趣旨と内容を理解し、特に遵守事項を徹底する。
４）虐待等の権利侵害が発生した場合は規定に則り関係機関への通報等適正に対処する。
（３）健康の維持増進
１）健康管理
・日常的な健康状態の把握および各種定期健診を実施し、疾病等の予防と早期発見・治療に努める。

・利用者自治会等の機会を通じて、保健及び栄養などに関する情報提供を行い、その啓発を図る。

・看取り介護期にあたる利用者の支援は緩和ケアをモットーとし看取りの心構え等を学び、さらに職員の不安解消に努める。

２）感染症等の予防

・利用者及び職員を感染の危険から守るため、職員個々が自身の清潔保持、健康の管理に努める。

・特に新型コロナウイルス感染症には、ソフト・ハードの両面から絶え間ない対策を講じる。

３）食生活

・コロナ禍を経て課題となっているフレイル対策に力を入れ、食の充実と潤いのある生活を目指す。

・調理業者と連携し、利用者の疾病・障がい・嚥下状況等の個別性に即応できる食事提供に努める。

・特に、誤嚥や窒息事故の予防等の対策を講じる。

・

・

（４）介護予防、介護支援技術の向上

１）「心身機能」「活動」「参加」の各要素にバランスよく働きかけ生活機能の維持向上を図る。

２）ＰＴ（理学療法士）を招聘し、運動機能の維持回復・生活習慣病の予防・障がい予防等を図る。

３）ＳＴ（言語聴覚士）を招聘し、生活の質向上を主眼とした嚥下機能維持への適切なアプローチ方法を学ぶ。

４）ＲＸ青山組研修を受講し、利用者・職員の双方に安全な介護技術（特に移乗動作）を習得する。

（５）日中活動の充実

１）活動内容の見直しを適宜行い、個々のニーズに沿った活動の提供に努める。

２）創作活動への取り組みはそれぞれの障がい特性を理解し適切なアプローチを踏んで行う。

３）種々新しい活動を創造し、個々に合わせた活動を提供するとともに、やりがいや楽しさの創出に努める。

（６）危機管理体制の充実

１）身体拘束

・身体拘束等対策委員会を定期開催し、拘束の是非については様々な角度から慎重に検討し身体拘束ゼロを目指す。

・組織全体の倫理的感性や、拘束解除を推進する行動力を高めるために、職員の知識および職制等のレベルに応じた研修の機会を設ける。

２）喀痰吸引関係

・喀痰吸引等の医療行為に関する体制つくりは、利用者の生活の質（QOL）の向上に繋がることを前提に整える。

・喀痰吸引の実務は研修で習得した介護職としての必要な知識・技術の再確認を行った上で慎重なケアを心がける

３）防災　（地震、雪害、風水害対応含む）

・土砂・水災害、大規模地震、火災を想定した避難訓練の効果的実施と課題を抽出し次期計画に反映させる。

・事業継続計画(BCP)の内容の見直しと更新を行い、防災備品が有事の際に活用可能なのか確認と準備を行う。

・地域の過疎化・高齢化等の実情を踏まえ、地域住民の安心安全をも含めた防災協定の見直し、及

び近隣企業との応援体制の確立を目指す。

４）防犯

・不審人物の侵入等を想定した防犯対策の実施。(建物内の戸締り、防犯カメラの活用、警察署員による防犯訓練)

・地域住民やご家族、関係機関(市、警察署、消防署)との関係づくりに努める。

５）事故防止

・事故報告及びヒヤリハット報告について、要因は必ず複合的であることを認識し、多方面から検証を行い再発防止に努める。

・リスクアセスメントや危険予知の習慣化を図り事故を未然に防ぐ。

（７）苦情解決体制の整備

１）利用者の苦情・要望は誠実に受け止め、課題を職員全体で共有した上で丁寧な回答に努める。

２）職員は代弁者としての感性を養い、利用者の想いに共感し課題の解決及び夢の実現の方途を探る。

３）苦情解決第三者委員を定期招聘して、利用者へのきめ細かな聴き取りを実施し利用者の潜在的なニーズを探る。

（８）利用者自治会の運営

・利用者が生活の主体者として様々な課題解決や潤いのある生活を展開できるように自治会運営をサポートする。

２．施設運営の方針

（１）中･長期的な施設運営について

１）第三期中期計画に基づき確実な執行に努め、再検討が必要な場合は本部と協議の上慎重に進める。

２）中長期的な将来構想については、「法人あり方研究会」の検討結果を踏まえて協議する。

３）地域の福祉資源として機能するために、行政及び自立支援協議会等の関係機関から得られた情報等を参考にして、そのあり方を探る。

（２）経営安定化の具体的取り組み

１）入所施設支援事業

入所は定員 40 名維持、新規利用者確保のために、支援センター及び各市町村等の関係機関に情報提供を求める等、地域のニーズを探る。

２）生活介護事業

・人員配置　2：1 を堅持するために中途採用等を含め人材の確保に努める。

・通所・入所を合わせて 1 日平均利用数 45 名を目標とする。

３）共同生活援助事業

・クループホームの欠員補充と、世話人及び生活支援員の適正配置に努める。

・スタッフ会の適切な運営に努め、利用者支援に係る情報を共有して諸課題の解決を図る。

４）短期入所・タイムケア事業・日中一時支援事業

・短期入所利用希望に対しては可能な限り受け入れ、利用率アップを目指す。

・短期入所事業の積極的な受入れに努め、地域生活支援拠点整備における緊急時の受入れ体制を常に整備しておく。

５）相談支援事業

・計画相談については支援業務とのバランスを取りながら作成件数の適正化を図る。

・社会モデル的思考に基づき利用者の自己選択自己決定の機会を重視したサービス等利用計画の作成を心がける。

6）その他

・経費削減のための方策として、設備・機械等の不具合や事故・苦情等への早期対応、仕事の効率化、節電節水、等々について具体的な手立てを講ずる。

（3）福祉サービス評価

1）第三者評価専門機関受審については法人と協議して進める。

2）第三者による評価、各種監査（法人 県等)、自己評価等から明らかになった課題に速やかに着手する。

（4）拠点区分運営協議会との連携

・事業計画および予算・決算等の結果について意見を聴取し、施設運営に反映させる。

（5）ハラスメント防止及びメンタルヘルス

1）一人ひとりが孤独感、疎外感を感じることがないように、互いの人格・存在を尊重できる成熟した組織を目指す。そのために全ての職員が与えられた職務を自覚し責任ある行動に努める。

2）働きやすい職場づくりを最重要課題に安全衛生委員会（職員代表/看護師/管理者）を適宜開催し課題の抽出及び改善策を協議する。

3）ストレスチェック等を実施し、職員のメンタルヘルス不調とそれによるリスクの低減を図る。

4）ハラスメント防止に関する各種研修（外部・内部）を企画し全職員が計画的に受講する。

（6）業務改善の取組

1）職員自らの課題として、既成概念や職制にとらわれず働きやすい職場づくりに関する改善提案を募る。

2）毎日の引継や各種会議の中で「業務改善ミーティング」の機会をつくり問題点や改善のアイデアを抽出する。

3．施設整備

（1）施設整備

1）建物・設備等の保守管理に努め、老朽化に伴う不具合箇所の計画的且つ早期の修繕に努める。

2）介護業務の負担軽減、効率化を目的としたICTの効果的運用を探る。

（2）生活環境の整備

1）衛生的で心地よい暮らしを提供するため、特に生活の身近な居室の環境美化に努める。

2）季節に沿った生花や小物等を装飾し、暮らしに「鮮度」と「変化」をもたせる。

4．職員研修・人材育成

（1）年間研修計画

1）権利擁護・虐待防止に係る正しい倫理観の習得、精神障がい・発達障がい等の特性に応じた支援技術や専門性の向上を主目的としたバランスの取れた研修計画を立て職員の資質の標準化を図る。

2）リスクマネジメント・苦情解決・防災等に関係する内外の各種研修を計画・派遣し危機管理の感性を高める。

（2）資格取得に向けて

１）各福祉士の資格取得者は自己研鑽に努め、得られた知識・技術は積極的に職内に向けて情報提供をする。

２）職員の資質向上のために各種資格取得を推奨し事業所として全面的（金銭面及び勤務配慮等）に支援する。

３）相談支援専門員やサービス管理責任者等の資格取得は計画的に進める。

（３）人材育成への取組

１）種々研修機関が主催する各種研修に積極的に参加する。

２）協会の「おしゃべりカフェ（人材育成 version）」に積極的に参加し様々な考え方や価値観を学ぶ。

３）サポーターズカレッジ（ｅラーニング）を計画的に受講し支援力の向上を目指す。

（４）その他、自寮で取り組む予定の研修等

・障がいの医学モデル的思考から社会モデル的思考への転換を図るため、現状の具体的ケースから問題の背景や改善策を探る。

５．地域支援・交流

（１）地域における公益的な取組

１）町４区第６自治組合の一員として、相互の行事をとおして交流を深める。

２）地域公益的事業は、地域社会が求める潜在的なニーズを掘り起こし新たな方向を探る。

（２）ボランティアの受け入れ

・新型コロナの５類への変更後の受け入れについて、利用者のニーズを改めて探り受入れ体制の見直しを行う。

（３）実習生の受入れ

・次世代の福祉人材の育成と将来的な人材確保に繋げるために実習生を積極的に受け入れる。

（４）その他

１）各市町村や地域の事業所・関係機関（圏域自立支援協議会や障害者総合支援センター等）との連携を図り、地域福祉に貢献する。

２）地域の貴重な福祉資源として求められる責務を自覚し地域社会貢献に努める

６．利用者家族・家族会との連携

（１）家族会事業等が円滑に進むように積極的な意見交換及び連携を心がける。

（２）家族会連合会の組織体制の充実、及び事業活動等運営に協力する。

（３）利用者預り金の家族会による定期監査が規定に則り行われるように協力する。

７．年間行事計画

月	行　事　内　容	家　族　会　行　事・参　加　行　事
4	・開寮記念日（4/3）　　・お花見(4/8) ・春期ふれあい期間（4/29～5/5）	・家族会正副会長会(4/6) ・家族会総会（4/22）
5	・端午の節句（5/5） ・地域合同防災訓練（5/○○）	・上伊那地区障がい者スポーツ大会（5/○○） ・地域河川一斉清掃（5/○○）
6	・五平餅会(6/7)	・家族会手作りご馳走会(五平餅) (6/○○) ・第１回運営協議会・虐待防止委員会（6/○○）
7	・七夕祭（7/7） ・納涼祭（7/○○） ・長野県障害者 FD(7/○○)	・家族会連合会研修会(7/○○) ・家族会環境整備（7/22）
8	・生活習慣病検診（8/○○） ・夏期ふれあい期間（8/8～15）	
9	・総合防災訓練 ・敬老会自治会にて実施	・駒ヶ根市ふれあい広場(9/○○) ・家族会環境整備・家族職員交流懇談会・懇親会（9/○○）
10	・第 45 りんどう祭（10/7）	
11	・収穫祭（11/○○）	・関東ブロックプレ大会[当番県;長野県]
12	・クリスマス会(12/22) ・冬期ふれあい期間（12/29～1/5）	・家族会漬物作業（12/○○）
1	・利用者新年会(1/○○) ・町内会どんど焼き　施設内どんど焼き	
2	・節分(2/3)	・家族会正副会長会(諸課題について) ※役員改選⇒令和６年度
3	・ひな祭り(3/3)	・駒ヶ根市社会福祉大会(3/○○) ・第２回運営協議会・虐待防止委員会(3/○○)
随時	・個別及びグループ外出(旅行) ・スポット的行事（手作りおやつなど） ・レクリエーション （サンスポートスポーツ教室など）	地域公益的事業「地域住民交流学習支援事業」 ・「介護技術学習会」 ・「食事栄養学習会」 ・「感染症対策学習会」

令和５年度穂高悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

穂高悠生寮は、令和５年度の法人基本方針及び穂高悠生寮第三期中期計画に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

（1）利用者が身も心も健康で、その人らしく豊かな生活が送られるよう支援する。
（2）利用者の権利擁護に真摯に向き合い、職員個々／職場組織で取り組む。
（3）職員は自己の目指す職業人像を描き、職務に向かう。職場風土の良き醸成に繋げる。
（4）各事業の安定運営に努める。
（5）施設寮舎内外の設備等の維持管理に努め、老朽対策を怠らない。
（6）運営協議会の有効運営や地域貢献の取り組みを展開する。

具体的な取り組み

１．支援サービスの向上

（１）利用者本位の福祉サービスの提供

1）個別支援計画に沿ったサービスに取り組む。

・意思決定支援の理解を進め、実践していく。

（２）人権権利擁護及び虐待防止

１）虐待を発生させない視点で、セルフチェック表の有効活用・アンガーマネジメント等の実習性のある取り組みなど委員会・研修活動を行う。

２）第三者委員活動の推進（職員聞き取りの機会も継続）。

３）ボランティア／実習生／外部講師との懇談の機会を設け、その声を活用する。

４）金銭的虐待防止として、利用者預かり金管理規定の遵守に努める。

5）利用者への啓発機会も定期的に設けていく。

６）合理的配慮に関し、日中活動予定の視覚的掲示や行事起案時考慮などを例に、展開を図る。

（３）健康の維持増進

1）健康管理

・嘱託医、他医療機関との連携に努める。

・口腔衛生／身体機能維持増進に注目し、訪問歯科衛生士／理学療法士／アロマセラピストの成果を有効活用する（研修等を含む）。
また、外部機関による当寮の口腔衛生と肺炎等の罹患に関わる研究へ協力し、その結果は客観的な評価として、利用者の健康に繋がるよう役立てる。

2）感染症等の予防

・スタンダードプリコーション徹底の上、現行の発生時対応について適宜見直しと周知を行う。
また、必要な設備投資を継続して行う。

・夏場は熱中症対策を重点に取り組む。

3）食生活

・利用者の嗜好や健康状態、また「味・見た目・安全性」の観点を持って、調理業者と連携し、食事提供を行う。

（４）介護予防、介護支援技術の向上

1）口腔体操を介護予防の観点より継続する。口腔体操の他に取り入れることが出来る分野を研究する。

2）外部講師の支援技術講習を受け、その技術を日常支援に普及させていく。また講習の意図するもう一つの目的である職場の活性化への取り組みを行う。

3）ST（言語聴覚士）の導入を検討する。

（5）日中活動の充実

1）これまでの多様な活動メニューを選択的に生かし、継続的に活動が実施できる体制（活動内容や職員体制）で運営する。

（6）危機管理体制の充実

1）身体拘束関係

・介護･援助方法の見直し等、不断に行っていく。

・向精神薬頓服の扱い審議から派生させ、眠剤と日中の過ごし方・下剤と運動やマッサージ等について研究する。

2）喀痰吸引関係

・第２号研修取得に関し、研修者人選や研修開催状況を勘案して進める。

3）防災関係　（地震・雪害・風水害対応ほか）

・BCP（事業継続計画）のライフライン各分野運用計画等、追加研究に取組む。

・福祉避難所に関して研究、準備する。

4）防犯関係

・本体／各 GH に設置した通報装置を活用した研修のほか、意識喚起の方法を図る。

5）事故防止

・リスクマネジメントの作業標準書の整備を引き続き行う。誤嚥窒息分野のものは実践と見直し。転倒･誤薬･無届外出･交通事故(送迎時等)について着手し整備していく。

（7）苦情解決体制の整備

1）利用者及び職員の想いについて、潜在的レベルなものも方法によっては早い段階から把握できると考え、予防的観点を持ち対応する。

2）第三者委員と意思疎通を図り、共同して取組む。

（8）利用者自治会

利用者が自らのくらしに目を向け意見・要望等表現できる場となるよう、運営サポートを担う。

2．施設運営の方針

（1）中・長期的な施設運営

1）第三期中期計画に沿った運営をする。第三期中期計画は、令和 5 年度が最終年度となる為、考察し次期中期計画策定に取り組む。

2）法人の「あり方研究会」等将来構想にも焦点を当てて行く。

3）新しい法人理念のもと、各部署の「クレド」を作成し実践していく。

4）40 周年を迎えるため、記念事業について企画体制を組み推進する。

（２）経営安定化の具体的取組

１）施設入所支援事業

・定員維持は、利用者健康維持/職場風土向上にも要因ありと心得て取り組む。

２）生活介護事業

・利用率に欠ける要因等、明確化周知化に努め取組む。

３）共同生活援助事業

・借家（２軒）である物件の将来運営構想を、プロジェクト会議を継続して検討する。

４）短期入所／タイムケア／日中一時支援事業

・地域ニーズと収入の両面から、積極的に取組む。

５）相談支援事業

・現行体制で継続し、地域のニーズに応えていく。

※各事業、法人推進中の経営コンサルタント相談と共同して取組む。

（３）福祉サービス評価　（各種監査ほか含む）

「長野県福祉サービス第三者評価」…共同生活事業部について受審を検討する。

（４）運営協議会との連携

施設運営に適正／透明性審議をいただくため、利用者・地域代表・関係者を招聘し３月・６月を定期として、適宜開催する。

（５）ハラスメント防止及びメンタルヘルス　（概要。具体面は「研修」の項）

法制度施行に従い、優先度高く取り組む。事業調整会議内の議事事項にも組み込んで行う。

（６）業務改善の取組　（より良い職場・サービス向上）

１）定期設備点検における「労働安全」の項目にて、「利用者にとって、そして職員にとって」の視点より点検し、職場環境の向上を目指す。

２）支援業務調整係の定期活動において、意見徴集～協議・改善を図る。

３．施設整備

（１）施設整備

１）地下オイルタンク他の改修工事

長年懸案であった、この事業（タンク内ライニング工法）及び付帯工事（ボイラー室扉交換）等について、年度早々から工事着工に取組む

２）中～大規模の整備

浄化槽ブロア２基交換 110 万（予）／ボイラーからの給湯ポンプ６基交換 120 万（予）

３）既存エアコン／暖房設備のフロン排出抑制法による義務化点検。

（２）生活環境の整備

１）居室整備として壁紙及び照明器具 LED 化など改修を計画的に実施する（複数年計画）。

４．職員研修・人材育成

（１）年間研修計画

１）法人研修…自分の立ち位置や職務の明確化。

２）施設内研修･･･各専門的な研修を設定していく。

３）協会ほか各機関主催の外部研修･･･専門性分野取捨選択。

４）OJT…新人～リーダー、各層の人材育成。また、「e ラーニング」（Web サイト視聴）の活用。

５）専門知識習得の分野は以下の分野、取組む。

・人権／介護技術（RX 組）／感染症対策／意思決定・社会モデル／口腔・嚥下機能／認知症

・強度行動障がい支援者養成研修へ計画的な派遣を行い、今後の支援体制構築の足固めとしていく（部内では委員会活動や学習会を進める）。

（２）資格取得に向けて

１）相談支援及びサービス管理責任者の適性配置。

２）介護福祉士等の資格取得を支援する（補助金制度・資格取得助成制度）。

３）喀痰吸引２号研修取得に関し、研修者人選や研修開催状況を勘案して進める。

（３）人材育成への取組

福祉に携わる上での心構えとして接遇マナー研修を実施。

（４）その他、自寮で取組む研修等

職員のメンタルヘルス（ストレスマネジメント）／ハラスメント防止に取り組む。

１）「職場におけるメンタルヘルス対策～心の健康づくり計画～」を活用する。

２）働き方改革に沿った取り組みを行なう（リフレッシュ休暇も含め）。

３）その他、安全衛生委員会・親睦会ほかを通じて「話し易い」職場を目指す。

４）ハラスメント研修を継続し職場内におけるハラスメント防止への啓発を図る。

５．地域支援･交流

（１）地域における公益的な取組

１）施設周辺道路等の環境整備。

２）施設及び職員の専門性（障がい支援・防災関係）を提供し、福祉資源として機能していく。

（２）ボランティアの受け入れ

受け入れにあたっては、活動意欲が高まる対応をする。

（３）実習生の受け入れ

１）風通しの良い施設作りとして、実習生から第三者的な意見を頂き、虐待防止にも繋げる。

２）実習を通して障がい者施設への関心を深め、人材育成に努める。

（４）その他

１）自立支援協議会に参加する。地域生活拠点整備事業は「緊急時空床確保事業」（月単位の輪番制）に参画していく。障害者総合支援センターとの連携を図る。

６．利用者家族･家族会との連携

（１）家族会事業等

１）総会／行事以外でも、報告・情報交換の機会を設ける（個人の健康面や情報/施設の動向。通信物等の工夫も含めて）。

２）身元引受人変更が発生した時の対応、また成年後見制度の理解促進等を図っていく。

（２）家族会（連合会）との組織体制の充実と事業活動等運営についての協力依頼

家族会連合会交流研修会の開催当番施設として、連合会・法人本部と連携して運営に当たる。

（R2 年当番施設となって以後のコロナ下、集合形式開催は中止で経過）

（３）利用者預り金家族会定期監査

規定に従い、家族会長による定期監査を実施する。

7．年間行事計画

令和５年度　穂高悠生寮　行事計画　（案）

月	行　事　内　容	参加（地域）行事	家　族　会
4月	開寮記念　/3（月） 道祖神祭り・花見/20（木）		道祖神祭り・花見　/20（木）
5月	端午の節句　/2（火） 総合防災訓練/26（木）		家族会総会 /21（日）
6月	家族会合同環境整備/4（日） スウィーツパーティー/5（月） 運営協議会　/24（土）	牧区ふれあいサロン	家族会合同環境整備･職員交流会 /4（日） 運営協議会　/24（土）
7月	七夕祭　/7（木）	ナイスハートバザール	連合会交流研修会（穂高）/ （土）- /　（日）
8月	納涼祭/24（木）	牧区ふれあいサロン	納涼祭　/24（木）
9月	牧区合同防災訓練 賀の祝い　/21（木） 利用者一般健診	牧区防災訓練	
10月	悠秋の集い　/19（木）	牧諏訪神社礼祭 牧区芸能祭	悠秋の集い　/19（木）
11月	インフルエンザ予防接種 焼き芋会　/7（火） 家族会合同環境整備 /26（日）	市文化祭 福祉大会/　（　）	焼き芋会　/7（火） 福祉大会　/　（　） 家族会合同環境整備 /26（日）
12月	忘年会（餅つき）/22（金）		
1月	三九郎　/12（金）		
2月	節分　/2（金）	ナイスハートバザール	
3月	ひな祭り　/4（月） 運営協議会　/16（土）		運営協議会　/16（土） 家族会総会　/24（日）
適時	グループ旅行(日帰り中心に)／若しくは代替企画 ハビリ･フラダンス教室 アロマセラピー･サンアップルまつもと出張レク教室 訪問理容･理学療法士訪問リハビリ･歯科衛生士歯磨き指導 内科検診 1/月　精神科往診 1/月　訪問歯科 1～2/月 眼科検診　歯科検診　婦人科検診　胸部Ｘ線		

令和　５年度　上田悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

上田悠生寮は、令和５年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

１．入所支援事業(定員 40 名)は、圏域での入所ニーズを把握して欠員の早期補充を目標とするが、新規利用に際しては現利用者との人間関係を第一に考え、短期入所等(体験)の機会を積極的に設けながらも、入所の受け入れについては慎重に対応していく。

２．生活介護事業(定員 60 名)は、職員の人員配置体制 1.7:1 を維持する。魅力ある日中活動の活性化に取り組み、１日平均利用 55 名を目指す。

３．短期入所事業(定員 4 名+空床型)は、感染症対策を講じた上で積極的にニーズにこたえていく。また、新規者を積極的に受け入れ、利用率 60%を目指すとともに、圏域の地域生活支援拠点整備における輪番月の緊急時受入れを実施していく。

４．共同生活事業(定員 14 名)は、欠員の早期補充を目指すが、入居者の重度・高齢化から生活を継続が難しくなった方へは障害サービス及び介護保険サービスの両面からご家族と検討を進めていく。

５．相談支援事業は、他事業所・機関との連携を密にして円滑な運営に努める。

６．感染症の予防対策については、県及び法人の対応方針を基に、施設に感染症を持ち込まないことを第一に取り組んでいく。万が一の発生に備え、法人の BCP(事業継続計画)を基に独自の BCP を作成・見直しをして、シミュレーション及び訓練を実施していく。

７．老朽化に伴う設備の修繕・改修等を第三期中期計画に則り実施していく。

具体的な取り組み

通所・共同生活事業等の利用者に対する支援サービスに関わる事項も入れる。

１.支援サービスの向上

（１）利用者本位の福祉サービスに努める

１）個別支援計画・福祉サービスの提供

・サービス等利用計画書に基づき、意思決定支援を意識した個別支援計画を作成する。

・強度行動障がいのある利用者への支援について専門研修修了者が中心となり、計画の作成及び実践を進める。

（２）人権権利擁護及び虐待防止

１）「職員行動規範」を遵守し、全職員が確固たる人権意識をもって利用者支援にあたる。

２）虐待防止委員会を中心に組織的な対策に取り組み、不適切支援の根絶を図る。

３）身体拘束対策委員会を中心にグレーゾーンを含めた検証を実施し、身体拘束ゼロをめざす。

４）利用者の学習会を開催し、権利意識の高揚を図る。

（３）健康の維持増進

１）健康管理

・日頃の健康状態の把握と各種健診を通し、疾病等の予防と早期発見・早期治療に努める。

・日々変化する利用者の健康状態の把握のため、看護師と支援員等との連携を密に情報の共有に努める。

２）感染症等の予防

・危機管理委員会を中心に、新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染症に関する最新情報の把握に努め、その時に応じた万全の対策を講じる。

３）食生活

・食生活委員会等を通して調理業者との連携強化を図り、利用者の要望（食の楽しみ）・疾病・障がい・嚥下状態等の個別事情に配慮した食事を提供する。

・栄養士を中心に、多職種連携で利用者の栄養・健康状態の維持・改善に努める。

（４）介護予防、介護支援技術の向上

１）利用者の「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の状態を把握し、その維持・改善と環境調整を実施し、生活機能レベルの向上を目指す。

２）リハビリテーション専門職を招聘し、諸機能の維持・回復等についての助言を日常継続的な取組みに活用していく。

３）介護福祉士有資格職員を中心に介護研修会を通じて、利用者・職員の双方に安全な介護技術を全支援員が習得するよう取り組む。

（５）日中活動の充実

１）利用者個別への対応

・個々の特性に合わせたツールの準備をする。

・個々にあった活動環境を提供する。

・日々の変化に対して適切に対応修正を行う。

２)生活介護の取り組みの内容を特色として打ち出す。

・自閉スペクトラム症や強度行動障害者支援の技術を取り入れながら、日々の活動支援における構造化の取り組みを強化する。

・外部のニーズも取り入れて登録者の増員を図る。

・外部資源を有効活用し、活動内容の充実を図る。

（６）危機管理体制の充実

１）身体拘束

・身体拘束の研修等を行い、職員個々の意識の向上を図る。（人権侵害になる行為の理解）

・身体拘束委員会や支援サービス会議にて定期的に身体拘束記録の確認(解除に向けた取り組み)の確認、解除に向けた検討確認を行う。

２）喀痰吸引関係

・指導看護師の準備を進め、安全に行えるよう準備する。

・喀痰吸引の実地研修先を確保し、介護福祉士の実地指導を実施する。

３）防災関係　（地震、雪害、風水害対応含む）

・様々な災害（火災・地震・水害・土砂崩落等）を想定した訓練を実施する。

・事業継続計画（BCP）の内容や防災用品及び備蓄の更新を随時行い、訓練と共に有事の際実効性のあるものとしていく。

・地域防災協定の見直しを実施していく。

４）防犯関係

・不審者の侵入等防犯対策を強化する。（夜間の戸締り巡視の徹底）

・不審者の侵入を想定した訓練を実施する。

５）事故防止　（事故・ヒヤリハット含む）

・事故報告及びヒヤリハット報告の検証を行い、危機意識を高めると共に人命最優先のもと再発防止に努める。
・リスクアセスメントや日常の危険予知の実施により職員各自の気づきや感性を高める。
・他害行為がある利用者（可能性も含め）の行動特性を理解し、ハードとソフト両面から適切な安全対策を講じる。
・安全運転講習の実施と共に交通法規及び安全運転管理規定を遵守し、安全運転を徹底する。

（７）苦情解決体制の整備
１）日常の利用者の要望について真摯に対応し、利用者満足度の向上に努める。
２）職員は利用者の想いを積極的に代弁するよう努める。
３）苦情解決第三者委員を定期招聘して、利用者へのきめ細やかな聴き取りを実施する。（入所・通所・GH・SS）
４）利用者への苦情解決や人権についての学習会を実施する。

（８）利用者自治会
・利用者が自らの暮らしに目を向け、意見・要望等が積極的に表現できる場となるよう、職員は明確な意識を持って運営のサポートを担う。

２．施設運営の方針
（１）中・長期的な施設運営　（中期計画より概要含む）
１）第 3 期中期計画及び「法人のあり方研究会」の検討内容に則り、運営の安定化を図っていく。
２）今後の施設運営で基幹となる生活介護事業の活性化に重点的に取り組む。
３）地域・利用者・家族会の代表者で組織する運営協議会において、事業計画及び予算・中期計画・地域貢献事業等について意見を聴取し、施設運営に反映させる。

（２）経営安定化の具体的取組
１）入所施設支援事業
・定員の充足を目標と掲げるも、現利用者とのマッチングも重要視し、安全に暮らしていただけるよう配慮していく。欠員補充の意識は常に持つよう努める。
２）生活介護事業
・施設の売りとなる取り組みを充実させ、利用希望者を獲得する。
・日中活動は利用者の特性を考慮したプログラムを用意し、落ち着いて取り組むことのできる環境づくりをする。
３）共同生活援助事業
・定員の充足のため情報収集を進め、入居者の確保につなげる。
・グループホームの機能や役割を踏まえ、安心できる居住環境を提供する。
４）短期入所・タイムケア事業・日中一時支援事業
・利用ニーズについてはできるだけ応え、積極的に受け入れをしていく。
・緊急ショートステイについては、地域の要請に確実に応えられるよう、輪番月でベッド１床を必ず確保し、受入れをしていく。
５）相談支援事業

（３）福祉サービス評価
（第三者評価事業＋県監査＋法人中間監査＋内部監査等をこの項目に入れる）
１）第三者評価事業
・より良い福祉サービスの実現に向けて公正中立な第三者機関と契約する。
・契約に基づいてサービス内容、経営や組織マネージメント力を評価依頼する。

・評価結果から得られたヒントを利用者の安全、職員の質の向上、経営に生かしていく。

２）長野県一般指導監査

・支援法に基づき指定における基準の適合状況を確認する機会ととらえる。

・サービス内容の質の確保、業務管理体制の適正整備運用を図る。

３）法人中間監査

・事業報告並びに資金収支決算状況の確認を行う。

・事業内容の実績記録等確認を行う。

４）内部監査

・内部監査実施計画書を作成し、福祉サービス手順書に基づいて業務が行われているかを確認する。

・各セクション同士で業務の手順を確認する場とする。

・監査員には若い職員も人選し、自分たちの業務について理解する機会とする。

（４）拠点区分運営協議会との連携

１）上田悠生寮の事業内容について

・評議員会に代わる機関として運営協議会を年２回の開催とし、地域・家族の代表者、利用者代表を運営協議会委員として、招聘する。

・地域・ご家族の代表者、利用者の代表者から意見や要望を募り、今後の事業運営に反映する。

（５）ハラスメント防止及びメンタルヘルス　（包括的な全てを纏めた概念として）

１）ハラスメントの防止

・ハラスメントに関する広報活動や啓発活動に努める。

・パワハラに対する関心と理解を深め、従業者に対する言動に必要な注意を払うよう努める。

（６）業務改善の取組　（より良い職場・サービスのために今日からできること等を記載）

１）より良い職場を目指すために

・職員の適材適所を意識した業務分担

・職員個人の特徴を把握する。

・業務改善で離職を防ぐ。

・職員個々の信頼関係の醸成を図り、心理的安全性の高い職場を目指す。

２)業務改善の具体的取組

・IOT を活用し、情報の共有化を進める。

・パンフレットの作成(充実してきている日中活動の紹介)～利用者の確保に繋げていく。

・福祉用具の定期点検の実施(大きな修理につながる前に小修理で対応)

・業務関係、利用者個別手順書の最新版への更新(いつでも確認できる環境整備)

・管理職による個別面談の機会を増やし、職員個々の不安や悩み、意欲などの把握に努めるとともに、自己効力感を高めてもらえるような機会にもする。

３．施設整備

（１）施設整備

１）大きな規模の整備修繕として以下のものを進めていく。

・屋外排水路の修繕工事(地盤の変動から配管のズレあり、新たな排水路を整備する。

・通所部なづなの水漏れ工事(天井内配管からの水漏れ)

２)日常の保守点検を行い、異常の早期発見・早期対応に努め経費削減につなげていく。

（２）生活環境の整備
合理的配慮
１）設備や建物の老朽化から発生した修繕や更新を速やかに進めていく。

４．職員研修・人材育成
（１）年間研修計画
１）定期的に研修を行うことで、社会人として障がい福祉に携わるものとしての人材育成に努める。

（２）資格取得に向けて
１）相談支援・サービス管理責任者の取得・更新を進め、適正配置する。
２）強度行動障害者支援者養成研修を受講し、日中支援や日中活動などの利用者支援に活かす。

（３）人材育成への取組
１）管理職の指導や先輩職員の0JTを受け、中堅職員はリーダー的立場としての役割や責任を正しく理解してもらう。またチームワークの向上を図る取り組みの実践を求める。
２）チーム支援の効能を正しく理解し、役割と責任、報連相の本質理解、リーダーとフォロワーの関係性を意識したチームとしての取り組みが行われるよう、指導的立場にある管理職等が職員にはたらきかけていく。
３）職員個々の働きを適切に振り返る機会として、業務管理目標シートをベースとした個々の働きの評価と上司からのフィードバックを確実に実践する。

（４）その他、自寮で取組む予定の研修等
（「ハラスメント防止及びメンタルヘルス」ここでは詳細な取組（クレド的）について記載）
１）メンタルヘルスでは安全衛生委員会でも職員の様子などを確認、必要な対応をする。
２）ストレスチェックから読み取れる個別の課題も必要な対応を進めていく。
３）ハラスメントを職場からなくす為、職員の動向や声を傾聴し対策する。
４）ハラスメント、メンタルヘルスに関する研修会を開催する。
５）現場の職員が上席に対し、常に相談しやすい関係性の構築を目指す。

５．地域支援･交流
（１）地域における公益的な取組
１）長野家庭裁判所の委託先として登録し、少年の更生に協力する。

（２）ボランティアの受け入れ
１）感染症の状況を見ながら利用者様の暮らしが豊かになるよう取り入れていく。

（３）実習生の受け入れ
１）保育実習及びソーシャルワーク(相談援助)実習受け入れていく。
・各学校と実習受入れ調整を行う。
・実習生から第三者的意見をいただき、虐待防止に繋げる。
・実習を通して所外福祉サービスに関心を持っていただき、人材確保に繋げる。

（４）その他
（○○圏域自立支援協議会や障害者総合支援センター（○○）との連携を図る…等）
１）上小圏域自立支援協議会
・自立支援協議会の活動に寄与する。
・専門部会(生活支援専門部会)への参加することで、利用者支援に活かしていく。
２）上小圏域障害者支援センターと連携し、入所希望者の把握や輪番月の緊急ショートステイ利用依頼については情報共有を図る。

６．利用者家族・家族会との連携

（１）家族会事業等が円滑に活動できるよう連携

１）役員会への参加

・事前に家族会会長と打合せの時間を持ち、必要な相談等行う。

２)家族会行事への協力

・役員会にて企画内容の確認を行い、起案・文書作成及び発送・集計を行う。

・当日の進行協力を行う。

・記録写真を撮る。

（２）家族会（連合会）との組織体制の充実と、事業活動等運営についての協力依頼

１）家族会連合会活動への協力

・家族会と情報の共有を図り、必要に応じて相談の上協力していく。

（３）利用者預り金家族会定期監査

１）家族会役員による利用者会計監査

・家族会会長もしくは担当業務として選任する副会長が年３回実施する。

・監査にあたっては利用者会計事務員・施設長が同席し実施する。

７．年間行事計画

令 和 5 年 度　　年　間　行　事　予　定　表　　上田悠生寮

月	行　事　内　容	参　加　行　事
4	・開寮記念日（4/1） ・お花見 ・中間ふれあい期間（4/29～5/5）	
5	・端午の節句 ・レクリエーション（ボランティア）	・通所部なづな懇談会 ・上小障がい者スポーツ大会（5/20）
6	・バイキング（食生活）	・家族会環境整備、交流会（6/　） ・第 31 回ほのぼの市（上小連協）
7	・七夕祭（7/7）	
8	・夏期ふれあい期間（8/11～16） ・納涼祭（係にて決定） ・諏訪形夏祭	・通所盆休業（8/　～8/　）
9	・敬老の日(自治会) ・総合防災訓練	・家族会環境整備（9/　） ・うえだ市民ふれあい広場
１０	・第 36 回　りんどう祭（　/　）	・家族会りんどう祭協力
１１	・ふれあい動物園	・長野県知的障害福祉大会（11/　）
１２	・クリスマス会 ・冬期ふれあい期間（12/30～１/5）	・家族会漬け菜作業（12/　） ・通所年末年始休業
1	・利用者新年会～どんど焼き	
2	・節分 ・バイキング（食生活） ・夜間避難訓練	
3	・ひな祭り	・家族会「家庭の味会」（3/　）
随時	・グループ旅行 ・季節に合わせたスポット的行事・食事会等 ・レクリエーション（サンスポート佐久～なづな） ・誕生会（自治会） ・地域行事（教養娯楽係）	・外出（カラオケ・温泉・ボーリング・ハイキング・コンサート等） ・通所部なづな 旅行 ・施設入所グループ旅行

令和５年度　喬木悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

喬木悠生寮は、令和５年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

法人の新理念「幸せを分かち合い、共に生きる」を目指し、利用者の尊厳や権利を守り、一人ひとりの意思や自主性を尊重しながら、質の高い福祉サービスの実践を通じて、地域福祉の向上に寄与していく。

１．入所支援事業(定員 40 名)は、欠員が出た場合の早期補充のため、圏域内の入所ニーズを把握しておき、目標稼働率 95%を目指す。
２．生活介護事業(定員 60 名)は、職員の人員配置体制 1.7:1 を維持する。魅力ある日中活動の活性化に取り組み、目標稼働率 80%を目指す。
３．短期入所事業(定員 6 名+空床)は、感染症対策を講じた上で積極的に受け入れていくとともに、圏域の地域生活支援拠点事業における緊急時の受入れを実施していく。
４．共同生活事業(定員 16 名)は、欠員の早期補充を目指すとともに、利用者がより自立した生活が営めるように支援していく。
５．相談支援事業は、新たに行動障害支援体制加算を取得していく。専任 1 名・兼任 2 名の体制を維持し、他事業所・機関との連携を密にして円滑な運営に努めていく。
６．新型コロナ感染症の感染症法上の位置づけが、５月８日から５類になるが、その予防対策については、国・県及び法人の対応方針を基に、施設に感染症を持ち込まないことを第一に取り組んでいく。
７．施設整備については、第３期中期計画(最終年)に沿って実施していく。

具体的な取組み

１．支援サービスの向上

（１）利用者本位の福祉サービスに努める

1）サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、個々の暮らしに相応しい支援サービスと環境を整え、感染症対策下においても満足感が得られるよう努める。

2）意思形成支援及び意思表出支援を駆使し、生活のあらゆる場面でご本人の意思が最大限に反映された選択ができるように支援する。

（２）権利擁護及び虐待防止

1）「職員行動規範」を遵守し、全職員が確固たる倫理観を持って利用者支援ができるよう「権利擁護・虐待防止」に関する研修会を実施し、虐待の防止と人権意識の向上を図る。

2）３ヶ月を１クールとする権利擁護推進委員が権利擁護スローガンを策定し、全職員で取り組み、毎月職員会内で振り返りを行なう。

3）人権に関する利用者の学習会を開催し、権利意識の高揚を図る。

（３）健康の維持促進

1) 健康管理

・利用者の健康チェック、バイタルチェックの徹底を図り、個々に応じた体調把握を行うと共に、各種定期健診などを通じ、疾病の早期発見・治療に努める。
・重度多様化する利用者の健康管理のため、看護師を中心に現場支援員との連携を密にし健康管理に努めるとともに、様々な利用者の状況に対応できる体制づくり（医療機関や家族との連携）に努める。

2) 感染症の予防

・標準予防策を徹底継続し、地域の感染症情報の収集や通所ご家族や他事業所との連携強化、職員（家族含む）の危機管理意識の強化を図り、感染症は「持ち込まない」を徹底する。

3) 食生活

・調理委託業者と連携し、「食の楽しみ」や「健康維持」の観点で利用者の利益に供するよう努めていく。
・食生活委員会は、諸課題の解決に向け多職種連携で課題の検討・調整等を行い、食生活の充実を目指す。

（4）介護予防、介護支援技術の向上

1）ＰＴ(理学療法士)や ST(言語聴覚士)を招聘し、予防介護・生活リハビリの視点でのハビリ・リハビリメニューの実施やコミュニケーション・嚥下障害の軽減、改善を目指す。又、現場支援員も支援の知識・技術を磨き、経験を重ね、自らより良いアイディアを生み出していく。

2）介護福祉士有資格職員を中心に、利用者・職員の双方に安全な介護技術を全支援員が習得するよう取り組む。

（5）日中活動の充実

1）一人ひとりの想い、楽しみ、要望を形にする活動を支援し、喜びを感じ生活の質を高める。

2）本人主体の活動を支援するために、人的配置と専門性を確保するように努める。

3）個々の楽しみ、希望を叶えられる体制を整備し実現に努める。

4）利用者のニーズを踏まえた活動と、その内容の充実を図る。

5）作業から余暇中心の生活移行に伴ない、日常的且つ継続的な楽しみの提供を図る。

6）個別のニーズに合わせ、相談支援専門員と密に連携し外部事業所の利用を行う。

（6）危機管理体制の充実

1）身体拘束

・身体拘束等対策委員会を定期開催し、グレーゾーンを含めた検証や拘束を必要としない支援方法について検討し、身体拘束ゼロを目指す。

・職員の身体拘束等の適正化における基礎的知識の普及及び啓発のための研修を実施する。

2）防災関係

・東海地震及び南海トラフ地震の地震防災対策強化地域にある施設として、地震や火災、その他自然災害に備えた訓練を実施する。

・事業継続計画(BCP)の内容及び防災備品の更新を随時行い、有事の際に実効性のあるものとしていく。

3）防犯関係

・不審者の侵入等防犯対策を強化する。（夜間の戸締り巡視・防犯カメラ）

・飯田警察署の協力のもと、不審者の侵入を想定した訓練を実施する。

4）事故防止

・事故報告及びヒヤリハット報告の検証を行い再発防止に努める。

・リスクアセスメントや日常の危険予知の実施により、職員各自の気づきや感性を高め、事故を未然に防ぐ。

（7）苦情解決体制の整備

1）第三者委員が行事や利用者自治会へ参加する機会を積極的に設けることにより、利用者との懇談や提言の場を確保する。

2）月２回の利用者自治会の場で積極的に要望・苦情等を受付け、申出者に確実な対応を図り、利用者満足度の向上に努める。

3）グループホーム苦情解決委員についても定期的に訪問頂き利用者との相談や提言の場所を確保する。

4）職員一人ひとりが、日頃の何気ない会話などから利用者の想いをくみ取る「気づき」の醸成に努める。

（8）利用者自治会

1）利用者が自らの暮らしに目を向けて、要望や苦情等を発信できるよう雰囲気づくりに努める。

2）情報提供の際は、利用者が視覚的に理解しやすいよう工夫していく。

２．施設運営の方針

（1）中・長期的な施設運営について

第 3 期中期計画に沿って、各種事業を進める。事業内容の検証及び進捗状況の確認を行い、次期中期計画を策定していく。

（2）経営安定化の具体的取組

1）入所支援事業

・定員 40 名を維持していく。欠員に対しては①SS 利用者のサービス移行②共同生活事業部から利用者やご家族の意向、介護度等を勘案し、候補者調整を進める③圏域ニーズの中から候補者調整を進める等、適時の対応を可能にしておく。

2）生活介護事業

・定員 60 名(入所者 40 名＋通所者 20 名)。必要な職員数を常時確保し、人員配置体制加算 1.7:1 を維持していく。

3）共同生活事業

・欠員の早期補充を目指すとともに、利用者の意思を尊重し、より地域での自立した生活を送ることができるよう日中支援先等との連携を密に図っていく。

4）短期入所・タイムケア事業・日中一時支援事業

・相談支援専門員をとおして地域ニーズの把握に努め、感染症対策を講じた上で積極的に受け入れていく。

・圏域の地域生活支援拠点事業における緊急時の受入れは、市町村からの要請に対しスムーズに受入れができるよう準備をしておく。

5）相談支援事業

・専任１名・兼任２名の体制を維持しながら、適切な相談支援業務が図れるよう業務配分を調整していく。

6) 省エネ・節約・効率化に努める等、全職員共通認識を持って経費削減に努める。

（3）福祉サービス評価

1）法に基づく県の実地指導及び法人中間監査を受けるとともに、内部監査を実施し、事業運営及び利用者支援のさらなる適正化を図る。

2）内部監査員による「福祉サービス第三者評価基準」による自己点検を実施し、明確化された課題を改善していくことで、サービスの質の向上を図る。

（4）拠点区分運営協議会との連携

地域・利用者・家族会の代表者で組織する運営協議会において、事業計画及び予算・中期計画・地域貢献事業等について意見を聴取し、施設運営に反映させる。

（5）ハラスメント防止及びメンタルヘルス

1）ハラスメント研修を実施し、ハラスメント防止に関する正しい知識を広め、働きやすい職場づくりを進めていく。

2）職場の安全な労働環境及び健康の保持増進のため、安全衛生委員会を定期に開催すると共に、メンタルヘルス研修を実施する。

3）昨年度の職員ストレスチェックの結果を分析し、職場環境の改善を図っていく。

（6）業務改善の取組

1）業務改善係を中心に、現状の把握と課題を明確にし 改善ポイントを明確にしていく。

2）日常的に改善提案を募集していく。

3．施設整備

（1）施設整備

建物設備等の保守管理、及び老朽化した不具合箇所の修繕に努める。

（2）生活環境の整備

1）住環境の整備として、居室の床の張替えを実施する。

2）破損個所及び危険個所は速やかに修繕し、安全な環境を整える。

4．職員の研修・人材育成

（1）「権利擁護」「感染症対策」を柱に各種研修を実施する。

（2）介護福祉士等の資格取得及び業務に必要な資格取得については、年間の研修計画に沿って支援していく。

（3）送迎職員・世話人を含む全職員対象の運転適性検査を実施し、自分の性格や運転傾向を把握することで安全運転に繋げる。

（4）自閉症スペクトラムや強度行動障がい等への支援の専門性向上と日常的な支援への活用を図るための取り組みを行う。

（5）各職員がサポーターズ カレッジ(ｅラーニング)を積極的に活用できるよう、情報提供に努めていく。

（6）室単位にクレドを作成し、その実践により支援力の向上と組織力の強化を図る。

5．地域支援・交流

（1）地域における公益的な取組

1）災害時等の障がい者を受け入れる指定福祉避難所として、具体的な受入れ体制の準備をしていく。

2）冬季における村道 679 号線の凍結防止剤散布を実施する。

（2）ボランティアの受け入れ

新型コロナ感染症の状況を見ながら、行事等へのボランティアの受け入れを実施していく。

（3）実習生の受け入れ

1）短大及び大学からの実習は積極的に受け入れ、将来の仕事の選択肢となるよう、仕事のやりがいや魅力を伝えていく。

2）長野県知的障がい福祉協会の実習担当者会に参加し、他事業所との情報交換を以後の実習受け入れに生かしていく。

（4）その他

1）南信州広域連合自立支援協議会や圏域障がい者総合支援センター等、関係機関との連携を図り、地域のニーズの把握に努めていく。

2）次世代の障がい者福祉に対する理解促進のため、地元保育園との交流及び中学生の体験実習を受け入れていく。

6．利用者家族・家族会との連携

（1）利用者支援に関して、日常的な家族への連絡及び定期通信を行ない、相互の理解を深める。

（2）家族会事業が円滑に運営できるよう連携を図る。

（3）家族会事業計画に基づく年間行事を通して、家族間交流の促進を図る。

（4）利用者預り金の定期監査を家族会副会長に依頼していく。

7．年間行事予定表

月	行事内容			参加行事（地域・関係団体等）
	入所・生活介護事業	共同生活事業	家族会事業	
4	開寮記念日　お花見	GH 担当者会議	家族会･総会: 4/29	伊久間諏訪社祭典
5	端午の節句 伊久間区合同防災訓練　5/20			
6	初夏の味彩 第１回運営協議会・虐待防止委員会 6/10 結核検診	圏域世話人研修会	家族会環境整備 6/24	
7	七夕　夏祭り		家族会連合会総会	
8	暑気払い　通所家族懇談会 通所家族懇談会			関東地区知的障害関係施設種別代表者会議 8/3-4 長野市 サマーチャレンジボランティア
9	（株）中村様との交流会) 長寿の祝い　総合防災訓練	世話人研修会 喬木村防災訓練		
10	第 33 回りんどう祭　10/24 集団健康診断 サツマイモ掘り交流会	GH 担当者会議	②家族会環境整備 第 33 回りんどう祭	わの里まつり
11	秋の味彩			喬木村文化祭
12	クリスマス会	圏域世話人研修会		
1	新年会　ほんやり 防災訓練(夜間想定)			
2	節分　春の味彩	GH 担当者会議		
3	ひな祭り　防災訓練（夜間想定） 第２回運営協議会･虐待防止委員会			
随時	・グループ旅行・各種レクリエーション ・移動販売・中庭茶会・栄養講和 【医療】・嘱託医検診　１回/月 PT/ST 指導　各２回/年） インフルエンザ予防接種 コロナワクチン接種 【自治会】定例和会/棟別和会１回/月	世話人会議１回/月		

令和５年度(2023)　はらむら悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

はらむら悠生寮は、令和５年度の法人基本方針及び第三期中期計画に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

本年度の重点目標

１．第３期中期計画の最終年を総括し計画を締めくくる。
２．第４期中期計画を作成する。
３．感染症対策は災害対策等を含め関係分野を更に強化する。
４．職業意識、姿勢を正しつつ、組織全体の質の向上を目指す。
５．職員一人ひとりの業務稼働率を上げ、職員配置の配置数の適正化を図る。
６．事業経費は予算の執行状況含め収支バランスを見計らいながら定めていく。

具体的な取り組み

１.支援サービスの向上

（１）利用者本位の福祉サービスに努める

１）利用者のお考えやお気持ちを大切にした支援を常に心がける。

２）相談支援によるサービス等利用計画と連動した個別支援計画を基に的確、柔軟に介護支援サービスを提供する。

３）サービス提供記録等は加算科目を含め正確性、整合性を持って適正に管理していく。

（２）人権権利擁護及び虐待防止

１）「職員行動規範」を身近に置き、役職員は職務姿勢を常に振り返る。

２）権利侵害を防ぐため、職員同士が互いに注意・抑止し合える職場風土をつくる。

３）虐待を含めた権利侵害が発生した場合は法人の規定に則り、関係機関への通報等を含め適正に対処する。

４）虐待防止委員会を年２回開催し、広角的視野と透明性を機能させていく。

５）３カ月ごと虐待防止推進委員を指名し防止及び改善活動を継続する。

６）責任者の指示の下、虐待防止委員会が中心に全職員を対象に年３回以上研修を行う。

（３）健康の維持増進

１）健康管理

・日常の健康観察を通して疾病等の早期発見に努め、緊急対応・医療行為等に的確に対処する。

・通所・短期入所利用者等の健康情報をご家族と共有し健康管理を行う。

・自治会･利用者朝会などの機会を通じて、食事・運動・睡眠・衛生等、大切なことを利用者に伝えていく。

・医療的ケア安全委員会、褥瘡対策委員会を月一回開催し特殊医療について対策を講じていく。

２）感染症等の予防

・コロナウイルスを含めた各種感染症への対応･対策は遅延することなく、効率的かつ効果的に進めていく。

・個人衛生（手洗い・手指消毒・うがい・マスク等）や健康管理、及び施設環境の衛生管理などの対策を日常的、定期的に行い感染症を予防する。

・圏域情報、家庭情報を速やかに、的確に把握し利用調整及び罹患者の隔離看病を厳格に行う。

３）食生活

・委託業者との連携(食生活委員会月一回含む)により、疾病、加齢、障がい等に合わせた食事の個別対応力を高める。

・委託業者は経費高の中、品質については落ちることがないように施設として厳正に審査していく。

・施設独自のメニュー提供を含め、豊かで、楽しみの持てる食生活を大切にしていく。

（４）介護予防、介護支援技術の向上

１）利用者の日内変動を的確に見極め、効果的に支援する。

２）チームプレーを常として事故や誤用を未然に防ぎ、利用者の安全性と快適性を高める。

３）RX 組の介護技術講習を軸に利用者・職員の双方に安全な介護技術等の向上を図る。

４）身体拘束ゼロ委員会、虐待防止委員会を月一回開催し、不適切支援等について内部牽制を続ける。

（５）日中活動の充実

１）くらしに楽しみや張り合いを感じられる日課を提供する。

２）働くこと、身体を動かすことに喜びや生きがいを感じられる種目を工夫すると共に新たな活動種目を創造していく。

３）日中は居室から出て過ごせるように日中の施設環境を整える。

４）特別な配慮が必要な利用者には、個別性に対応し得る職員の技能向上を進める。

（６）危機管理体制の充実

１）身体拘束

・身体拘束等防止委員会を開催し、その必要性と解除について的確に判断していく。

・介護、援助方法を日常的に見直し、拘束抑制の軽減と防止に努める。

・身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

２）喀痰吸引関係(医療等行為)

・医療的ケア安全委員会を設けて規定に基づき行う。

・法人並びに養成機関を通して、必要に応じて特定行為従事者を養成していく。

３）防災（地震、雪害、風水害対応含む）

・大規模災害を想定した実践的な訓練を行い、机上においても想定訓練を重ねていく。

・事業継続計画は実災害を検証しつつ順次見直しをしていく。

・柏木区、施設双方の訓練交流を通して応援関係を確認する。

４）防犯関係

・犯罪加害者、被害者の当事者とならぬように利用者、職員ともに啓発教育及び指導を利用者自治会や職員会等で行う。

・施設管理地域での利用者、職員の生活安全を日常的に監督する。

・村内及び地域との関係作りを良好に保ち、不審者情報等速やかに得ていく。
・不審者に対する対応訓練を定期的に行う。
5）事故防止
・事故報告による暫定対策の精度を高めるために経過報告を確実に行う。
・事故の予知、予見力を高めるために再発ケースの検証を日常化する。
・感染症対策、交通安全対策、苦情対策、労働安全対策を各種訓練、研修も含め講じていく。
（7）苦情解決体制の整備
1）受付けた苦情や相談は、職員会等で報告・検証を行い、職員全体で共有した上で的確かつ丁寧な回答を示していく。
2）回答後の結果について日常的に経過を確認し、申出者の満足度を高める支援につなげる。
3）第三者委員による相談受付の対象者は偏る事無く、広く相談機会を提供出来るように支援する。
4）利用者の代弁者として、日常の関りから広く苦情や要望を伺えるよう努めていく。
（8）利用者自治会
・月一回の定例会及び定期総会の開催と運営を支援する。
・役員改選のための選挙を行えるように支援する。
・意思決定の機会は一年を通して継続的に設けていく。

2．施設運営の方針

（1）中・長期的な施設運営
・第三期中期計画の総括を含め第四期中期計画につなげる。
（2）経営安定化の具体的取組
1）入所施設支援事業
・入所候補者リストを基に継続的に支援の機会を設け、適正期に速やかに受入れていく。
・50 名の定員を維持していく。
2）生活介護事業
・主力事業として位置づけ、本体及び通所棟利用者の支援サービスの向上に努める。
・相談支援を通して、養護学校及び在宅困難ケースの利用促進を計画的に行う。
3）共同生活援助事業
・自己所有物件 2 軒のグループホームの維持管理運営を見直していく。
・高齢居住者(利用者)の生活様式に注意を払い、過不足なく生活支援を行う。
4）短期入所・タイムケア事業・日中一時支援事業
・短期入所は顧客の定期利用を保持すると共に新規の利用も調整していく。
・市町村受諾事業は顧客の利用を損なうことなく、新規の利用も受け入れていく。
5）相談支援事業
・支援兼務者 2 名の配置で徐々に相談件数を増やし良好な支援サービスにつなげていく。
・各事業に安定的に利用者をつなげるように、関係機関とのネットワークを密にしていく。
（3）福祉サービス評価
・第三者評価については導入に向けて準備をしていく。
・定期監査は期別に経営、運営状況を確認しつつ受入れ、指導等については速やかに改善することに努める。

（４）拠点区分運営協議会との連携

・令和５年４月からの新体制により健全、適正な施設運営が適うように努める。

・諮問内容が施設運営及び経営に反映するように積極的に要請をしていく。

（５）ハラスメント防止及びメンタルヘルス

・ハラスメント防止に係る方針を明確に打ち出すと共に、実態の把握、教育、解決のための相談窓口を設置し、予防や解決につとめ、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりに努める。

・セルフケア、ラインケア、産業医、専門機関による４つのケアが円滑に機能するよう体制整備に努める。

・ストレスへの気づきを促すためストレスチェックを継続的に活用していく。

・ストレス及びメンタルヘルスケアに関する情報提供や研修の機会を作る。

・職場環境等の評価と問題点を把握し改善に努める。

・差別的言動、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの個人の尊厳を損なう行為をしない、また放置しない健全な職場環境作りする。

・職員一人ひとりを公正、公平に評価し、働き甲斐のある職場環境にしていく。

・メンタルヘルスの正しい知識とマネジメント方法を定着させるように職場単位で取組む。

（６）業務改善の取組

・労働環境調査(別紙調査票)を基に業務負担を探り、業務配置及び業務内容等を調整していく。

・５Ｓ活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を推進し、職場環境の整備に努める。

・作業分析を行い、役割分担の見直しやシフトの組み換えを行っていく。

・標準的な手順に則って指導できるリーダーを育成し、業務の手順やケアの質の標準化を図っていく。

３．施設整備

（１）施設整備

１）公用車(小型)車イス仕様車更新　　取得方法は本部と相談

２）公用車リフトアップチルトシート仕様車更新　　取得方法は本部と相談

３）オイルギアポンプ更新　　528 千

４）南東トイレ汚物槽更新　　191 千

５）大型の設備、機器、車両の更新は不意の事態にも備えておく。(機種選定･経費算出)

６）第４期中期計画に向けて整備計画を作成する。

（２）生活環境の整備

１）本館壁紙の張替　　第三期(南棟他)

２）脱衣場改修

３）北Ｄルーム空調設備更新　　650 千

４）居室カーテンの計画的更新

５）施設及びグループホームの点検を月１回行い、不具合や修繕箇所の早期発見に努め対処する。

４．職員研修・人材育成

（１）年間研修計画　　別　紙

（２）資格取得に向けて

・介護福祉士等特定の資格取得及び研修は負担軽減含め積極的に手当てする。

・事業運営必置の資格については中期的配置を想定し失効がないように新規、現任を含め計画的に研修受講を継続する。

（３）人材育成への取組

・職務姿勢、支援技術、介護介助技術等の基本的レベルから職場内研修を反復し行う。

・職員の定着率を高めるために、新人等に対する教育訓練は個別に丁寧に行う。

・ＲＸ組介護技術研修を通して介護技術の向上と業務改善を進めていく。

（４）その他、自寮で取組む予定の研修等

・仮称コンプライアンス委員会の設置により法令及び法人の規則を遵守する体制を強化する。

・職員の心身の健康回復、増進のため親睦会活動等も含め具体的に方策を講じていく。

・人間関係から生じる、ハラスメント行為、メンタル不調は加害、被害の関係図を理解し合ように日常的にコミュニケーション機会を増やしていく。

５．地域支援･交流

（１）地域における公益的な取組

・地域生活支援拠点空床確保事業（緊急宿泊）登録利用施設として機能していく。

・各体験事業についても受入れ体制を整備していく。

・原村、近隣市町村を中心に相互行事を通して住民交流をする。

・グループホーム利用者は所在地域の公役を果たすと共に積極的に地域生活を営む。

（２）ボランティアの受け入れ

・コロナ禍で停滞、休止、撤退した分野、団体を含め中長期的な新規関係作りを始める。

・ボランティアとの相互理解を含め、発展的な関係を続けていく。

（３）実習生の受け入れ

・保育教育に寄与するとともに、障がい福祉についても理解が深まるように指導していく。

・障がい福祉従事者が職業選択のひとつとなるような係わり方も工夫していく。

（４）その他

・諏訪圏域自立支援協議会や基幹センターとの連携を継続する。そのため、各専門部会や委員会への職員参加を積極的に行い良好なネットワークを活用する。

６．利用者家族・家族会との連携

（１）令和４年度からの組織、役員体制を支援しつつ次期体制の準備も進めていく。

（２）施設訪問機会が増えるように、会議・通信物等を通してお伝えする。

（３）施設運営に不信、不安が無いように連絡や報告事は分り易く、丁寧に行う。

（４）運営協議会や第三者委員を通して一体的に家族会が関われる仕組みを作っていく。

（５）連合会運営に積極的に関われるように情報提供と交換の機会を設けていく。

（６）利用者預り金定期監査は事務部門が適正な日程を示すと共に書類提供を行う。

７．年間行事計画

令和５年度(2023)　年間行事予定表　　はらむら悠生寮

月	施　　設	グループホーム	家　族　会
4	お花見･歓迎会 虐待防止委員会/29（土）	お花見	家族会総会･職員歓送迎会/29(土) 虐待防止委員会/29（土）
5	端午の節句(菖蒲湯) 一般健診 避難訓練 諏訪地区障がい者スポーツ大会	諏訪地区障がい者スポーツ大会 避難訓練	
6	ふれあいスポーツデイ 眼科検診 運営協議会	原村一般検診	環境整備・第１回役員会　/17（土） 後援会定期代議員会　/（　） 連合会会長会・運営協議会
7	七夕 障害者フライングディスク大会	障害者フライングディスク大会	連合会交流･研修会 /（土）未定
8	夏祭り　/２（水）	夏祭り　/２(水)	夏祭り　/２(水)
9	自治会敬老会 諏訪地区レクリエーション大会 県障がい者スポーツ大会　/ 原村敬老会	諏訪地区レクリエーション大会 県障がい者スポーツ大会 原村敬老会	環境整備・第２回役員会　/16(土)
10	第３０回りんどう祭　/１(日) 避難訓練	第３０回りんどう祭/１(日) 避難訓練	第３０回りんどう祭の協力 /１(日) 野菜販売･豚汁他
11	収穫祭 インフルエンザ予防接種 原村文化祭　　福祉大会 環境整備漬物会　/25(土)変更有 虐待防止委員会　/25(土)変更有	インフルエンザ予防接種 原村文化祭 福祉大会	環境整備･漬物会　　/25(土) 変更有 虐待防止委員会　　/25(土)変更有 福祉大会
12	クリスマス･忘年会　/２２(金)	クリスマス･忘年会/２２(金)	
1	新年会　　/17(水) どんど焼き　/10(水)	新年会　　/17(水) どんど焼き　/10(水)	どんど焼き　/10(水)
2	節分　　/2(金) 子宮がん検診		知障協南信支部施設長保護者会長会 三役会　　/１６（金）
3	雛祭　/4(月) 日中活動ご苦労様会　/ 避難訓練・運営協議会　/23（土）		手作りご馳走会（ぼた餅他)/16(土) 第３回役員会　/16(土)午後 運営協議会　/23（土）
随時	グループ旅行 歓送迎会･各種同好会･日曜教室 ひだまり喫茶･各種レクリエーション(鑑賞他)･コロナワクチン	グループ旅行　歓送迎会･各種同好会･日曜教室･ひだまり喫茶　各種レクリエーション(鑑賞他)、各ホーム親睦会･コロナワクチン	農場管理(耕作･定植･除草) 職員と懇談会

＊各種年間行事日程及び企画は諸々の事情により変更することが有ります。

令和５年度　須坂悠生寮事業計画

本年度の基本方針と目標

須坂悠生寮は、令和５年度の法人基本方針に基づき、本年度の目標を次のとおりとする。

１．職員一人ひとりが「和顔愛語」を意識し、互いに感謝と尊敬の念を抱きながら職務を全うする。ハラスメント行為を行わない、見逃さない、見過ごさない、許容しない。
２．持続可能なサービス提供のため、利用現員の維持（入所利用率 95%以上、通所生活介護利用者 1 名以上/日)、職員体制の安定化（中途離職者ゼロ）に注力すると共に、生産性の向上を目指して業務の見直し及び改善を常とする。
３.施設入所支援定員を 40 名に減員したことから､生活介護定員を 45 名に減員し適正化を図る。
４．コロナ渦前に近い生活様式を取り戻すと共に、コロナ渦で体験した感染予防策やオンラインの活用を日常の支援に活かしていく。
５．築 25 年超の経年劣化を早期発見し、適時適切に手当てを実施していく。
６．権利擁護の基本的な視点について繰り返し確認し、人権侵害に及ばないよう総力を挙げて取り組む。
７．共同生活事業部の安定運営のため、利用者の確保、支援体制の安定化に努める。また、地域の利用ニーズを勘案し、現在の７名定員を５名に変更し、利用率 100%を目指す。

具体的な取り組み

１.支援サービスの向上

（１）利用者本位の福祉サービスに努める

１）個別支援計画・福祉サービスの提供

・利用者個々の想いを大切に意思決定支援を行い、意思と選好を尊重するよう努める。

２)「和顔愛語」のスローガンを基本に、笑顔を絶やさず穏やかで丁寧な対応を常に心掛ける。

（２）人権権利擁護及び虐待防止

１）行動規範の活用や定期的に権利擁護委員会を開催し、権利侵害・虐待防止に向け組織的な取り組みを行う。また、権利侵害、虐待等が発生、疑われる場合は、法人の規定に則り関係機関への通報等迅速に対処する。

２）外部関係者を交えた虐待防止委員会を定期的に開催する。

３）自治会と連携し、権利擁護・虐待防止について利用者の理解が進む方策を模索する。

（３）健康の維持増進

１）健康管理

・重度高齢化に伴い健康管理の必要な利用者が増える中、更に看護師と生活支援員の連携体制を強固にする。

・誤嚥性肺炎予防のため、高齢者支援研究会と共同で口腔衛生を研究し、多面的な予防対策を実施する。

２）感染症等の予防

・感染症情報を共有し、随時、危機管理に係る啓発、対策を推進する。

・標準予防策を徹底し、関係者(家族、他事業所等)とも連携を深めていく。

３）褥瘡予防

・毎月「褥瘡対策委員会」を開催し、ハイリスク者を把握すると共に褥瘡予防策を講じる。

４）食生活

・調理委託業者と連携し、利用者のニーズ（希望メニュー・バイキング食等食の楽しみ）、疾病や障がい、嚥下状態等個別的な状況に配慮した食事を提供する。

・栄養ケアマネジメントを基に他職種連携し、利用者の栄養・健康状態の維持、改善に努める。

（４）介護予防、介護支援技術の向上

１）利用者の実態を把握し、スタンディングミーティングや支援サービス会議で情報共有しながらチーム支援を心掛ける。

２）身体状況に応じた介護技術の習得と利用者、職員に安全なノーリフティングケアの研究を行う。

（５）日中活動の充実

１）楽しみや生きがいを基本に、自らが参加したいと思える内容の工夫と利用者個々のニーズに合わせ幅広い活動を提供する。

２）身体を動かす活動にて、生活能力の自立に向けた身体機能の維持や健康増進に繋げる。

（６）危機管理体制の充実

１）身体拘束

・身体拘束の解除を促進するための研修等を年２回以上行い、日常の支援方法を見直し職員個々の身体拘束解除への意識を高める。

・身体拘束解除委員会（危機管理委員会）や個別モニタリング会議にて定期的に身体拘束記録の検証を行い、解除に係る検討や見直しを図る。

２）喀痰吸引関係

・対象利用者に対して安全に施行できるよう、第三号研修修了後も継続的に研修を行い、実施状況の振り返り及び技術の向上に繋げる。

３）防災関係

・事業継続計画（BCP）を周知徹底すると共に実効性のある内容に随時見直しを図る。

・火災、地震、水害等様々な災害を想定した訓練を実施する。

・地域防災協定の見直しを適時行う。

４）防犯関係

・利用者の安心安全な暮らしを守るため、設備整備と防犯意識の向上に努める。

５）事故防止

・事故発生後、速やかに分析と周知を行うと共に、対策の検証と効果測定を行い、安心安全な暮らしの提供に努める。

・危機管理委員会を中心に労働安全、感染症予防、交通事故防止の対策を講じる。

（７）苦情解決体制の整備

１）苦情・要望等の解決に向けた手順を再確認すると共に、寄せられた声は全職員が情報を共有し、誠意をもって応え、解決策を講じる。

２）苦情解決第三者委員を招聘し、利用者への丁寧な聴き取り及び施設への提言をいただく。

（８）利用者自治会

１）利用者が主体的に自治会活動に関わることができる方策として、定例会の運営見直し、意志決定支援の促進を図る。

２．施設運営の方針

（１）中・長期的な施設運営

１）第３期中期計画に沿った運営に努める。本計画は令和５年度が最終年にあたるため、事業内容を精査、検証し、次期中期計画策定に反映させていく。

２）新法人理念を具現化する方策として、部署毎にクレドを策定していく。

３）国連、対日審査勧告を踏まえ、今後の入所施設のあり方・形態について、法人あり方研究会等と連携を図りつつ模索していく。

（２）経営安定化の具体的取組

１）入所施設支援事業

・施設入所支援定員 40 名を堅持しつつ、欠員の迅速な補充が叶うよう圏域ニーズの情報収集にあたると共に入所利用候補者の把握を常とする。

２）生活介護事業

・事業運営の安定化のため、「1.7：1」の人員配置体制を堅持する。

・近隣養護学校、圏域総合支援センターと連携、情報交換し生活介護利用に繋げていく。

３）共同生活援助事業

・現員４名の安定確保を図り、更には定員５名の充足を目指す。

・預り金等管理規定を遵守し適切な金銭管理を継続して行う。

４）短期入所・タイムケア事業・日中一時支援事業

・圏域総合支援センター、相談支援専門員と情報交換を密にし、短期入所利用者のニーズにあった体制を整え新規開拓に繋げる。

５）相談支援事業

・相談支援専門員２名（兼務）体制にて、地域のニーズに応え、適切な相談支援業務を行う。

（３）福祉サービス評価

１）法人中間監査、内部監査を実施することで、事業及び支援の適正化を図る。

２）第三者評価を受審することで、施設の現状を把握し、支援サービスの質の向上と事業改善のための課題を明らかにする。

（４）拠点区分運営協議会との連携

１）運営協議会にて、事業計画・予算や主体事業への意見を拝聴して、施設運営に反映させる。

（５）ハラスメント防止及びメンタルヘルス

１）ハラスメント防止研修の実施、ストレスチェックの実施等メンタルヘルスの環境を整える。

２）働きやすい職場となるべく、日常業務や休憩方法等の見直しを継続的に行う。

（６）業務改善の取組

１）委員会や業務係の効率化を目指し、業務の簡略化や職員配置の適正化、業務内容の整理を行う。

２）施設や利用者の現状に即した働き方の構築のため、スポット的職員配置等を試みる。

３．施設整備

（１）施設整備

１）初期施設設備の老朽化に伴う修繕、整備、入れ替えを速やかに実行し、利用者生活に影響が及ばないよう遅滞なく行う。

２）日常の保守点検を実施し、全職員が異常の早期発見と早期対応に努め経費削減に繋げる。

３）大型ガス乾燥機の経年劣化が生じているため入れ替えを進める。

（２）生活環境の整備

１）利用者の快適性向上、介助の利便性向上のため、男女居住棟のクロス解消を行い、それに伴う北棟男性トイレの改修を行う。

４．職員研修・人材育成

（１）年間研修計画

１）法人現任研修や外部研修等専門的な知識や技能習得、資格取得研修等を計画的に取り入れ平準化させていく。

２）内外部研修の効果度測定を行い、研修内容の精度を高めていく。

（２）資格取得に向けて

１）介護福祉士資格　１名

２）サービス管理責任者更新研修、強度行動障がい支援者基礎研修、強度行動障がい支援者実践研修受講　各１名、相談支援専門員現任研修受講　２名

（３）人材育成への取組

１）職員定着のため、互いが尊重できる職場風土、健全な人間関係の醸成を図る。

２）ＯＪＴを組織的、重層的に推進できうるための基盤整備に取り組む。

３）サポーターズカレッジ（e-ラーニング）の積極的な活用を図る。

（４）その他、自寮で取組む予定の研修等

１）ハラスメント防止及びメンタルヘルスの研修を行うことで風通しの良い職場風土を醸成する。

５．地域支援･交流

（１）地域における公益的な取組

１）福祉避難所の指定施設として地域の災害時支援に取り組む。

２）米子地区の一員として、周辺道路の環境整備及び地域活動に積極的に参加、協力する。

（２）ボランティアの受け入れ

１）ウィズコロナの中、予防策と交流両面に留意しながらボランティアの受け入れを行う。

（３）実習生の受け入れ

１）実習生の受け入れを進め、卒後の進路の選択肢となるよう障がい者施設の仕事のやりがいや魅力を伝えていく。

２）実習指導を通して、支援内容を言語化することで、指導職員の成長にも繋げていく。

（４）その他

１）地域生活支援を提供する上で、須高地域自立支援協議会、須高地域総合支援センター、圏域の相談支援事業所やサービス提供事業所等関係機関との連携に努める。

２）圏域の地域生活支援拠点事業に参画し、地域の社会資源として緊急時の対応に協力する。

６．利用者家族・家族会との連携

（１）家族会事業が円滑に運営できるよう連携を図る。

（２）総会、役員会等の機会を通じ福祉情勢や施設経営について情報発信し、事業活動等についての協力を仰ぐ。

（３）家族会行事への参加を通じて、家族会の組織体制の充実を図ると共に、役員の次世代への移行の準備を進める。

（４）利用者預り金定期監査を家族会会長に依頼していく。

7．年間行事計画

令和５年度　　年間行事予定表　　須坂悠生寮

月	行事内容	家族会	参加行事
4	お花見　/21(金） 家族交流開始日　/29（土）		
5		家族会総会　/27（土）	米子不動尊縁日　/1（月）
6	バイキング食　/16（金）	家族会環境整備　/17（土）AM 運営協議会・虐待防止委員会/17（土）PM	
7	七夕　/7（金） 生活習慣病健診	連合会総会・研修	
8	開寮記念日　/1（火） 夏季家族交流開始日　/12（土）		
9	総合防災訓練　/15（金） 長寿を祝う会　/19（火）	家族会環境整備　/23（土）	
10	第26回須坂りんどう祭　/6（金） そば打ち会　/27（金）		
11	インフルエンザ予防接種　/未定	家族会環境整備・家族交流お楽しみ会（お寿司）/18（土）AM 運営協議会　/18（土）PM	長野県知的障害福祉大会
12	クリスマス・忘年会　/25（月） 冬季家族交流開始　/29（金）		
1	どんど焼き　/9（火）or12（金） 新年会　19（金）		
2	節分/2（金） バイキング食/16（金）		
3	ひな祭り　/4（金）	運営協議会・虐待防止委員会/23（土）PM 家族会役員会・職員との懇親会/23（土）PM	
随時	・グループ旅行 ・余暇の日（随時） ・内科検診（毎月１回） ・歯科検診（６月・12月） ・避難訓練（年３回）	・県知障協活動参加	・須坂市（市・社協）行事 ・米子地区各種行事 ・サンアップル行事 ・北信支部北レク